

時間外労働
休日労働 に関する協定届

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）			
その他各種事業		〇〇株式会社						
	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 満18歳以上 の者	所定 労働 時間	延長することができる時間			期間
					1日	1日を超える一定の期間（起算日）		
						1ヶ月（毎月1日）	1年（4月1日）	
①下記②に該当しない労働者	契約、販売、クレーム処理等の繁忙	営業	〇人	8時間	7時間	45時間(60時間)	360時間(630時間)	平成〇年4月1日から1年間
	月末、月初等の事務多忙のため	事務	〇人	8時間	6時間	45時間(50時間)	360時間(570時間)	同上
②1年単位の变形労働時間制により労働する労働者								
休日労働をさせる 必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 満18歳以上 の者	所定 休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻			期間
契約、販売、クレーム処理等の繁忙		営業	〇人	毎週土曜・日曜	1ヶ月に2日 9:30~18:30			平成〇年4月1日から1年間
月末、月初等の事務多忙のため		事務	〇人	毎週土曜・日曜	1ヶ月に1日 9:30~18:30			同上

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者）の選出方法（
年 月 日

投票

印
)

使用者

職名
氏名

代表取締役
〇〇〇〇

印

〇〇

労働基準監督署長殿

(注)()内時間は、納期の集中、取引先問題発生、機械トラブル発生、その他特別の事情が発生した場合に、過半数代表者に通知の上行う特別延長時間であり、各社員につき1か月45時間を超える回数は1年6回(6か月)までとする。ただし、この特別延長時間には25%の割増賃金を支払う。1か月60時間を超える場合には、50%の割増賃金を支払う。